

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の 環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の概要

本法のねらい

環境報告書

事業活動における
環境配慮の取組の公表

基本的な枠組みづくり

特定事業者への 作成・公表の義務づけ

普及の促進 信頼性確保

法律の骨子

1. 総則（目的・国等の責務）

（第1条～第5条）

事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにし、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることを確保する

2. 国等による環境配慮等の状況の公表

（第6条～第7条）

国は、その環境配慮等の状況を毎年度公表
地方公共団体は、その環境配慮等の状況を毎年度公表するように努める

3. 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

（第8条～第11条）

環境報告書の記載事項等

（第8条）

主務大臣は、事業者、学識経験者等による協議会等の意見を聴いて、環境報告書の記載事項等を定める

環境報告書の公表等（特定事業者）

（第9条）

特定事業者は環境報告書を作成し、毎年度公表
特定事業者は記載事項等に従って環境報告書を作成するように努めるほか、自己評価を行うこと又は第三者審査を受けること等によりその信頼性を高めるように努める

* 特定事業者 = 特別の法律によって設立された法人のうち、国の事務又は事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定めるもの

環境報告書の審査における遵守事項

（第10条）

環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において審査を行うよう努めるとともに、審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制整備等を図るよう努める

環境報告書の公表等（民間の事業者）

（第11条）

大企業者は、環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、記載事項等に留意して環境報告書を作成すること等により、作成した環境報告書等の信頼性を高めるように努める
国は、中小企業者に対して環境配慮の状況の公表の方法に関する情報を提供

4. 環境情報の利用の促進等

（第13条）

環境への取組を市場や
社会が評価

環境と経済の好循環の実現

我が国の取組を世界へ発信

世界に冠たる環境立国へ